

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷一十五第

月一十年五十和昭

紀元二千六百年記念論文集

獻納金論

神戸 正雄

緒言

由來、獻納金は何れの國でも平時は、殆んどいふに足らぬほどのもので、一の臨時的な乃至は隨時的な歳入に過ぎなかつたのだ。有りふれた例としては我國の地方に於て、地方團體の施設たるべき學校、警察署などの新築改造に際しての寄附金であるが、國家の場合には通例其例を多く見なかつた。處が近頃は、戰時になつてから陸海軍への獻金といふものにて特に目立つやうになつて來た。一口にて數萬圓、數十萬圓といふ巨額のものがあり通計して恐らく既に億を突破して居ると思はれる。此事は之をば單に一の戰時に於ける國民の異常心理から出た一時的なる特殊現象として見るべきものであらうか。然りとすれば別に取立て、論ずるほどではないが、或は其處に何か時代變調の萌芽を認め得られ、其に或度まで將來に於ける恒久的經常的の一歳入制度の發展する可能性が潜むのではあるまいか。とも考へられる。然りとすれば一の學問上にも興味ある問題とし得る。敢て私が茲に之につき考察を加ふる所以である。

第一 獻納金の意義

獻納金とは、獻納者の自由意思により經濟的なる報償を伴はずして政府へ納付する貨幣的方便である。

一應私は右の如く定義して置く。時勢の變によつては、もつと別の詞にて表はすのを適切とするやうにもならう。次ぎに之を分析して説明する。

(一)物財——は貨幣的な方便である。其は貨幣、金錢によるのが通例である。貨幣制度に根本的の變化あれば別だが、想像し得るだけでは、何等かの形に於ける貨幣名目のものが財政に於ける歳入、入の基準になる。歳入となるが爲めには其が貨幣其ものであるか、其が貨幣以外の現物であつても、貨幣單位に換算されて現はされることとならう。單に物品を物品として獻納するのは、例之、戰場にある兵士への慰問袋のやうなものは歳入としては問題とはならないのである。

(二)收納者——は政府である。其は國家であり得るし、地方團體でもあり得る。それはいふまでもない。用途の如何によりては、結局、政府以外の方面へ歸することがあつても、茲に歳入として取上げられるだけでは、一應は政府への收納である。

(三)獻納者——は統治團體員(國民、地方民)たることが通例ではあらうが、其團體員以外のものであることもあり得るし、個人もあれば法人もあらう。

(四)收納方法——としては、其に強制、特に法的強制の伴はないこと、即ち獻納者の自由意思に出づることが特徴である。但し其に法的の強制はないとしても、獻納者が社會的に獻納せざるを得ないやうに迫られるといふやうなことはあり得る。

(五) 根據——としては經濟的なる對價、報償の伴はぬことが特徴である。反面からいふと道德的の動機から、獻納するのが其本來の貌である。少くとも當該團體員からは其義務の自覺に於て、其の有つ出来るだけ多くのを獻げるといふ心持から獻納すべきものである。尤も道義的とはいふても、獻納者の心裡に於て、國家又は地方と關聯を有つて、何かについて感謝の意を表はすといふこと、或は報恩的な精神から獻納するといふことはあり得る。其にしても此には經濟上の對價といふものはないのである。或は往々にして獻納者に於て獻納することによりて對價として名譽を得やうとか、經濟上の利益を計らうといふこともあり得る。しかし其とても此場合には、必ずしも其に匹敵したもの、經濟上の打算から見ても丁度相當なるものが伴ふとは限らない。

(六) 用途——としては、或は一定の用途の指定の伴ふことはあらう(學校、教育費へとか、軍事費、飛行機建設費へとか)が、別に之を指定せず、一般の經費に獻納することもあり得る。政府としては後者を一層便とする。

(七) 繼續性——此が由來、單なる臨時的又は隨時的のものとしてのみ行はれたけれども、他日は經常的のものとして、一の歳入科目として或度の收入額を豫定し得るものともなり得るであらう。

第二 獻納金の動機

獻納金の動機は何處から出るか。其は一應前項に、其根據として説いた通りである。

(一) 道義的なるもの

(A) 純粹且つ理想的なるもの——獻納金の最理想的且つ純眞なるものは、道義的なる義務の自覺に於て獻納す

るものである。かゝる動機から出るのが其目標である。人は其國の制度として強制的に負ふ所の租税をも、同時に強制を待たずして道義上の義務として出すのだとも感すべきではあるが、彼の道義上の義務からいへば、かゝる租税を出すといふだけでは足らず、其れ以上に、出し得る所の餘裕の出来るだけ多くを國家地方團體に獻納することゝなるべきである。其は彼に強烈なる奉公心、犠牲的精神さへあれば必然に出来ることである。そして國民の純真なる心理として此が最も推薦すべきものである。そして強力なる教育は人々に此氣持を有たすやうに指導し得るでもあらう。

(B) 多少の弊害を伴ふ恐あるもの——道義的ではあり、甘く行けば其れでも宜しいけれども、往々にして弊害を伴ふのは、報恩精神から出るものである。道義的の動機といふても前にあげたやうな、國家に對しては、其がお役に立つならば、何ものをも獻げて憾なしといふ純真なる氣持から出るのが最も望ましいが、實際には可なり廣く報恩觀が行互つて居る。其でも此が強く働く限りは、犠牲觀から出たのと一致するけれども、報恩が少しく外れるときに、即ち人が偶々或不利を國家から受けたと感ずるやうになるときに、却つて逆に出し過ぎるやうにもなり得る。だから道義的の動機としては犠牲觀より出で、國家をば我等の爲めの絶対に大事なものと爲し、我等のもつ凡べてのものをも獻げるといふ信念を養ふやうにしたい。

(二) 對償的利己打算的のもの

(A) 積極的に或ものを求むるの動機に出づるもの。

(い) 無形の名譽を求むるもの——獻納金によりて名を賣り、又は賞與を得んとすることがあり。

(ろ)有形の經濟的の實利を得んとするもの——がある。此等は前の道義的のものに多少の不純分子として並存するのが實際ではあり人間性の弱點として或度まで恕すべきものであるのかも知れない。特に從來の個人主義自由主義制下に、利己心を推進力として居た時代には此によることが已むを得なかつたのかも知れない。又、無形の名譽からするだけにては、其は道義的に見て感心したことでないといふことはあるが、實害は少い。しかし人が獻納金を利用して、之を餌として實利を計るといふに至つては、國家社會に大なる損害を生ずる。此は排斥すべく抑制すべきものであり、教育は人の此に陥らぬやうに指導するのを怠つてはならぬ。

(B)消極的に或ものを避けんとする動機に出づるもの——從來、人が獻納金をする場合には可なりに多く、此動機から之を爲す。其は之を出さなければ世間から非難を受けるとか、何か不利を受けなければならぬやうになる。それを避ける爲めに、已むを得ず出すといふのである。かくして見様によりては從來の獻納金には或度の社會的強制が伴つて居たのだといひ得る。此は獻納金の動機として理想的のものではないが、事實としては存し得るものである。

第三 獻納金の特徵

獻納金の特徵をば、重なる歳入たる租税及公債と對比して現はさう。今日、國家の重なる歳入といへば租税と公債とである。平時には租税が主歳入となり、公債は従となる。戦時には公債が前面に現はれる。何れにしても此二は大事な歳入である。

(一) 公債對租稅

(A) 將來への負擔——租稅であれば人民から政府へ財産權を全く引渡すので、少くとも財政から見れば何等、將來の負擔を加へない。然るに公債なれば政府へ貸與するのであるから、財政としては將來に於ける元利拂の累を負はなければならぬ。固より此公債を他日破棄するとすれば之を免れるともいへるが、其は權道であつて、之を豫期するのはいけない。國民經濟としても公債だと、元利拂の爲めの増稅負擔の可能性を残されるとも見られる。特に外債を負ふたときには然りである。しかし内債であれば、其の公債によつても租稅によつてもつまりは其時々國民經濟にて負擔するに過ぎぬともいへる。

(B) 强制性——租稅は強制的のものであるのに、公債は任意的のものである。固より租稅にも半面、任意性を伴ひ、之を出す人に於て强制性を強く感ぜぬといふこともあり得るが、しかし強制といふことが一層廣く且つ強く現はれる。公債にも強制公債といふ特殊のものはあるが、通例のは凡べて任意的のものである。

(C) 道義性——租稅は半面、道義性を有つ。強制的のものたると同時に、強制を待たずして道義上進んで出すべきものとする。然るに公債には經濟性があるだけで、道義性はない。たゞ愛國公債の場合には、或度まで愛國心に訴へ、道義性ありともいへるが、之とて其が公債たる限り、あまり強くは現はれない。

(二) 獻納金と租稅及公債

(A) 租稅との對照

(イ) 特異性——獻納金は任意的のものであるのに對し、租稅は強制的のものである。

(ろ) 共通性――

(1) 獻納金も租税も共に、將來への負擔を残さぬ。

(2) 獻納金は本來、道義的のものであるが、租税にも半面に道義性が伴ふて居る。

(B) 公債との對照

(い) 特異性

(1) 公債は將來への累を残すのに、獻納金は之を残さぬ。

(2) 公債は經濟的のものであるに、獻納金は道義的のものである。

(ろ) 共通性――公債も獻納金も共に、任意的のものであつて、強制的のものでない。

(三) 獻納金の特徵――以上から見て、獻納金の特徵は、道義的、且つ任意的で、將來に累を残さぬといふ所に存し、何れから見ても美點とすべきもので、公債や租税の美點を收めたものとし得る。但し其の任意性には若干、缺點とすべきものをも伴ふ。其點は次に述べる。

第四 獻納金の缺點

獻納金に、前にあげた長所とも見るべき特徴のあることは結構であるが、併し此には反面に弱點を有つ。一應之を考慮して置かなければならぬ。

(一) 財政上の缺點

(A) 豫算計上難

(イ) 非難——此が財政歳入として有力なものとなる爲めには、豫算計上の容易なることを要する。租税の如きは一の強制的なものだから、其々の税率の高さと、其時に現存する課税物件及標準とから其収入を豫算し得られる。公債は任意的のものではあるが、經濟上の打算を基礎とし、當時の經濟界の情勢に應じて相當なる條件を指定することになるから、豫定の収入を擧げることも出來得る。然るに獻納金は強制に依るのでなく、經濟的條件にかゝるのでもなく、單に德義上の任意にかゝるから、隨つて其は浮動する性質を有つので、客觀的の根柢が見出されず、凡そ何れだけの収入が得られるか見込み難いといふ嫌ありとする。

(ろ) 辯解——一應は右の如くにも考へられるが、其の獻納金は假令、道義心にかゝるとはいへ、其豫算をする當時に近い過去の實收を土臺として計上するのだから、或度まで大差なき見積りは可能である。長い時が経てば人々の心理及經濟事情も大に變化するので見込がつかぬほどになるといふこともいへるが、年々見積りを行ひ、或年から次の年のを見積るといふのに、そんなに大な見込違を生ずることはあるまい。勿論其でも多少の見込違はあらう。しかし其は租税収入にでも公債収入にでも生じ得る。或度まで此等のものにも免れない。其程度が租税公債に比し、獻納金の場合に高いといふことはあらう。其にしても、此によりて生ずる財政上の困難に對しては、技術上、之を處理する方法は別にある。心配するには及ばぬ。かくて此がさまで心配する必要なしといふのであれば、獻納金は一の恒久的なる經常歳入として、一の豫定した財源となり得る譯である。

(B) 租税通脱助長

(5) 非難——若も獻納金制度が出来たとして、其納付は各人の任意に任かされたとしても、之に附帶して褒賞の制度でも出来るときには、名譽慾の強い者が此方を多く出す事に専念して、當然出さなくてはならぬ所の租税の方を遁脱するやうに誘はれる嫌がある。然りとすれば、其は國庫として、財政としては迷惑を蒙ることになるといふものである。

(ろ) 辯解——如何にも多少右のやうな方面もあつて、其を無視してはならぬが、其にしても獻納金は結局、公共の爲めに役立つのであつて、弊害の中にも功德もあり、忍び得るとは爲し得る。勿論、別に教育によりて不遜國民をして納税の義務を怠らしめないやうに指導しなければならぬとする。

(二) 道義上の缺點

(A) 非難——此獻納金は初めから客觀的な標準を有つものではないから、各人の客觀的能力に對しては不公平となる可能性を有つ。或人は實力の小さいに拘らず多額の獻納を爲し、他の者は實力大なるに拘らず少額しか出さぬとなる。租税のやうに客觀的標準によりて公平な負擔をするのと比較しては、甚だしき不満足なものとも見られる。

(B) 辯解——併し此場合にも一の平等は得られて居ると見得る。獻納金にては各人の主觀によりて各が國家公共に對し満足するだけを出すことになる。愛國心奉公心の強いものは割合に多くを出し、其處に自己満足を感じるのである。然らざる者は少く出して矢張り其人は其人として自己満足する。各人が奉公について其々の主觀に於て満足するので、各人の主觀的なる負擔の犠牲觀に於て平等が存するのではある。

(三) 經濟上の缺點

(A) 非難——假りに獻納金が一の恒久的制度となり、之に附帶して褒賞制度でも徹底的に行はれるとして、人々が相率ゐて獻納金を多く出すやうになると、各人の手許に有つ所の資財が乏しくなつて、やがては産業經濟の活動が弱められることになるの恐ありとも見られる。

(B) 辯解——右いふ所も一應の見方ではある。しかし他面には右によりて減縮する資本を補充する爲めに別に一層奮勵努力するといふこともあり得るので、大して心配するほどのことではあるまいと思はれる。

第五 獻納金の將來性

獻納金の將來に於ける發展可能性は一面、其特徴の時勢に對する重要性和、他方、其缺點の救濟可能性にかかると。

(一) 其缺點と救濟可能性——前にいふ如くに、獻納金の諸缺點には其々に辯解の餘地があつて、其弊を緩和し得るし、特に豫算計上難もさして心配するに及ばずとすれば、此が將來に於て大に發展すべき可能性はありとすべし。

(二) 其特徴の新時代に於ける重要性

(A) 舊時代、或は今日までの處では、自由主義、個人主義が支配し、利己心が中心となり、利己が公共よりも先きに考へらるゝのだから、強制的伴ふ所の租税だけは仕方がないので最少限で出す。進んで出すではないが、

已むを得ず出す。經濟的なる公債は、必ずしも之に應ぜぬ。しかし其が條件次第では、打算上有利なだけにては之に應ずる。打算に合はなければ之に應じない。何れにしても租税は強制の伴ふが故に、唯だ利己の立場から出す。公債には其條件が利己に合致する限り之に應ずるのであつて、此二ともに相當の成果は之を收め、財政收入としての役割を果たすことが出來た。然るに獻納金は利己には合はぬから、そして強制も伴はぬのだから、あまりに顧みられなかつた。平生には思ひついたやうに、何かの動機で出すものがあつても、めつたには出さない。それで到底此が主要なる歳入としては存立することが出來なかつたのである。

(B) 然るに時代は移りつゝある。新體制が生れつゝある。此時代にあつては私益、利己よりも公益が優先する。經濟よりも政治が、政治よりも道義が勢力を有つことになるべき時代である。世間では經濟をば政治が支配するやうになるといふ位にも考ふるが、突き進んで見ると政治よりも道義が支配的地位を有つべき時代としなければならぬ。此時代には凡べての經濟生活、生産も、消費も、配給も凡べては國家公益への奉仕といふことに歸する。人がさういふ心構にて生活することになるのだから、彼が國家に金錢を提供するにしても、元利拂の對價の伴ふ公債に應ずるよりも、強制の下に命令されて出す租税によるよりも、各自が自發的に道義上から進んで出す所の獻納金に依つた場合に、一層に主觀的の満足を感じ得るのである。かくて人々の心理上の變化といふものが起つて、獻納金をして一層發展せしめることになり得る。即ち公債は經濟的のものであり、租税は政治的のものであるのに對して、獻納金は道義的性質の最強烈高度に現はるゝものであるが、其が恰かも新しい時代には相應したものであり、其時代の人心には適應するのである。此時代には人は其有つ餘力は凡べて強制を待たずして

又經濟的對價を受けずして、國家公共に寄與したいといふ氣持となり得るのである。又、此時代には各人の生活に質素といふことが尊重せられるやうになるから、餘力も大きくなる。即ち其收入の使ひやうがなくなる。低額所得者は其れほどでもあるまいが、少しく上級所得者となれば、税を出しても尙ほ大な餘裕を生じ、其を個人的には使ひやうがない。此餘裕の出で得ることが、獻納金をも助ける。又此新時代に移る過渡の時代にては、恐らくは道義上から進んで消費を簡素にするといふまでには至らず、結局、政治法律の力にて消費規正を行ふといふのであらうが、此が段々進めば、強制を待たずして各人が自發的に進んで行ふやうにもならう。但し斯くいふたからとて、新しい時代には獻納金のみが行はれるといふのではない。租税も、公債も並存して、其々に其の機能を發揮しては行くであらう。たゞ獻納金が一層良く時代に適應したものととして大な役割を果たすであらうといふのである。

第六 獻納金發展の方途

(一)自然の経過による發展——前にいふやうな次第であるから、獻納金は時代の波に乗りて自然に發展しつゝある。人爲策を講じなくとも、時の推移により、時勢の變化によりて益々發展すべき運命を有つ。現に最近、我國にて非常時局になつてから、國民心理に大變化が起り、今日の私有財産制、自由主義、個人主義の下にても、可なり大な獻納金が提供されるやうになつた。殆んど嘗て想像もし得なかつたものが續出しつゝある。是から強度に統制されるやうになれば、恐らく此勢は一層にも助長されやうし、更に法的統制と共に道義的に鍛鍊されたる公益優先の徹底した時代に入るならば、國民の考へ方は一段と變化して、一層にも進んで獻納金を出す氣持と

なるであらうと思ふ。時代の推移は嘗てお互に豫想しなかつたものを齎らすであらう。

(二)人工の方策

(A)精神的なるもの

(イ)教育——獻納金を發展せしめることは時勢の推移だけでも或度までは期待せられる。それで無爲放任も亦た之が一の對策とも見られる。しかし折角斯かるものに長所を認めて、其發展を期するといふならば、何等か人工策を講ずるも亦可なりである。其には何よりも一番根本的なのは、そして弊害のないのは教育に依るものである。今日までの個人主義に慣れ來つた者の氣持では、公債は之を一の投資物體と見て、他の競争物體と比較して一層有利なだけにて公債に應ずる。反對なる場合には之に應じない。税は強制されるから已むを得ず出す。回避し得らるゝだけは立法に際し、法の適用に際し、法適用の後にも、有らゆる機會に出来るだけ回避しやうとし、所謂合法的脱税も行はれる。まして獻納金のやうな任意にして非經濟的なるものは殆んど願みぬといふのであつた。しかし本來公益は如何なる時代にも私益に優先すべきものであり、個人主義時代にありても人々の道義心の涵養が大切であり、公益を尊重する確い信念を養ふことが教育としては其使命であつた。其れで此時代にても公債は出来るだけ之に應ずるやうに、租税は出来るだけ回避しないやうに、強制されたる租税をば同時に道義上からしても義務の自覺に於て進んで出す氣持にて出すやうにといふことを教育としては勸めて居た筈である。そして獻納金も出来るだけ多くするやうにと勸めて居たのである。然るに既に時代が變り、公益優先を高度に標榜し、道義國家の建設が期せられる時代になれば、教育は尙一層にも其力を竭して前記の事業を行はなくてはならぬ。特に經濟的にもあらゆる強制的にもあらゆる道義的任意的なる獻納金の如きものについては、各人の餘力を

以て十分に貢獻することの義務を認めしめなければならぬ。そして教育の力が徹底的に及ぶならば人々が進んで喜んで此獻納金を爲し、之を爲さざれば心に満足を感じ得ないといふ心境にもなり得ると思ふ。固より教育なるものが其實績を擧ぐるのには長い時を要する。忍耐を要する。さう早急には効果を期し難いことは覺悟しなければならぬ。

(ろ) 國家の褒賞——右いふ如くにして、時の経過と教育とによりてだけでも相當の發展を爲すではあらう。特に徹底した教育こそ最も理想的の人工策ではあるが、國家は恐らく此のみに待ち切れずして、制度として獻納金助長の政策をも講ずることにならう。即ち獻納金の多寡に應じて一定の表彰の制度を設くるやうになるであらう。此制度は今日でも既に或度まで行はれて居るが、之をばもつと整備したものに仕組むことが一の方策ではある。勿論、あまり此弊がきゝ過ぎれば弊害も出る。理想は何といふても教育によりて人心の根本の改造を計るといふことにある。たゞ一の應急對策としては此が勧めらるといふまでである。

(は) 社會的尊敬——國家の褒賞制度と並んで獻納金助長に有效なのは、社會同胞の尊敬といふ風習である。獻納金の割合に大なるものを尊敬するといふことが社會に風を成せば、自らに人々が之を進んで出すといふことにならう。勿論此もあまり度を過すときには餘弊を生ずる。しかし或度までは此の如きものも亦、有效なる推進力とはなる。

(B) 競争となる提供物の抑制

(イ) 租税の引下——獻納金は所詮、各人の餘裕の中から道義的任意的に出されるものだから、其の多く行はれるが爲めには、其餘裕を大きくするの必要であり、其には強制的に取られる税が軽くなれば好都合である。即ち税の引下は一の獻納金助長策ともなり得る。けれども租税として取る必要の大小には別に考慮を要するもの

があり、獻納金として取る方が得策か、税として取るのが得策かは種々、時の事情に應じて考へなければならぬものがあるから、一概に租税を軽くすることを勧めることは出来ない。

(二) 國家以外への寄附の制限——今日の世の中には國家への獻納金の外に、色々の方面への寄附金が行はれて居る。宗教團體、慈善團體、教育團體等々への其があつて、其が多過ぎるほどある。其への寄附の中には随分如何はしきものも少くない。だから之が取締を嚴重にし制限するならば、國家の獻納金は一層多く行はれ、而も全體にとりては一層有益でもあり得る。

(三) 國民經濟力の培養——もつと進んで考へると、獻納金を多からしめるのには、各人の餘力を大ならしめなければならず、其には國民の間に經濟力を養ふことが肝要であり、詳しくいふと其生産力を伸ばし、併せて消費節制を行はしめることが肝要である。此は各人の自助自發に待つことが大いが、併し之が爲め政府の政策に於ても爲すべきものが少くはない。ただし此點は經濟政策の各方面に互るから、茲には多く説かない。

結 言

以上要之、獻納金は是迄は其が單に臨時又は隨時の小さな重要しか有たなかつたので、餘り財政學にて問題として取上げられなかつたのであるが、段々と時勢の變によりて經濟よりも政治、政治よりも道義が前面に現はれ私益に對して公益優先性が著しく認められることになりつゝあるので、此獻納金が段々と其重さを成し、之に伴ふ缺點として辯護の餘地はあり、豫算計上の可能性もあり、一の經常的の歳入制度ともなり得る。又之を助成する方途もあり、就中、教育による努力が其の最重要のものであると認められる。で私は茲に此が重要性に注意して聊か之が解析を試みた。しかし其はむしろ將來にかゝるものであるから、多少想像に基き、明確には捕捉し得て居らぬ憾がある。乃ち他日もつと明確に説明を爲し得る時機の來るべきを期待しつゝ筆を擱く。